

一般社団法人空 定款

第1章総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人空と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を福島県郡山市堤三丁目191番地に置く。

(目的)

第3条 当法人は、障がいや様々な困難を抱えた人々が、本人の希望する地域で働き、生活することの支援をすることによって地域社会の一員として、生きがいを持ち、安心して暮らすことのできる地域社会を作ることとする。
また、地域の人々と共に、環境に配慮し、農業や食文化を守り、持続可能な地域社会の創造に貢献する。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 支援を必要とする人の意思・権利及び生活の尊重に関する事業
- (2) 障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業、一般相談事業、障害児相談支援事業 自立訓練（生活訓練） 就労継続支援B型 就労移行支援
- (3) 地域福祉に関する事業
- (4) 社会福祉に関する知識及び技術の普及・啓発に関する事業
- (5) 民間及び公共団体等からの社会福祉に係る受託事業
- (6) 農業や里山を守る活動
- (7) 農福連携を推進する事業
- (8) 前各号に掲げる事業に附帯又は関係する事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章会員

(会員の種別)

第6条 当法人の会員は次の2種とし、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という）上の社員とする。

(1) 正会員

当法人の目的に賛同し、農業や福祉活動に理解と情熱を持つ者

(2) 賛助会員

当法人の目的に賛同し、事業を支援する個人又は団体

(入会)

第7条 前条の正会員として入会しようとする者は、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得る。

(会費)

第8条 会員は、当法人の目的を達成するための活動に必要な経費として、当法人が別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、会員の資格を喪失する。

- (1) 退社したとき
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- (3) 1年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、当法人所定の様式による退会届を提出することにより、いつでも退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当する場合は、総会の決議によりその会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を棄損し、若しくは目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(拠出金品の不返還)

第12条 すでに納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章総会

(総会の構成)

第13条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

(総会の開催)

第14条 当法人の総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度

の終了後3か月以内に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

(総会の権限)

第15条 総会は、法令の定める事項の他、会費の額について決議する。

(総会の招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

(総会の議長)

第17条 総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故あるときは、当該総会で議長を選出する。

(総会の議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(総会の決議)

第19条 総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(代理)

第20条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(決議・報告の省略)

第21条 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(総会の議事録)

第22条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

第4章 理事及び理事会

(理事の員数)

第23条 当法人の理事は、3名以上とする。

(理事の選任)

第24条 理事は総会の決議によって社員の中から選出する。ただし必要がある時は社員以外の者から選任することを妨げない。

(理事の制限)

第25条 理事のうちには、それぞれの理事について、当該理事と次の各号で定める特殊の関係にある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- (1) 当該理事の配偶者
- (2) 当該理事の三親等内の親族
- (3) 当該理事と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の関係にある者
- (4) 当該理事の使用人
- (5) 前各号に掲げる以外の者で、当該理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者
- (6) 前3号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者または三親等内の親族

(理事の任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期満了前に退任した理事の補欠として、または増員により選任された理事の任期は、前任者または在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(理事会の設置と構成)

第27条 当法人に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(代表理事及び業務執行理事)

第28条 理事会は、理事の中から代表理事1名を選出する。代表理事は当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

2 理事会は、必要に応じ、理事の中から当法人の業務を執行する理事として、常務理事を若干名選出することができる。

(理事会の権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事、常務理事の選出及び解職

(理事会の招集)

第30条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故あるときは、理事会においてあらかじめ定められた順序により他の理事が招集する。

(理事会の議長)

第31条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(理事会の決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(理事の報酬等)

第33条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、総会の決議をもって定める。

第5章 監事

(監事の設置)

第34条 当法人は、監事を置く。

(監事の就任)

第35条 監事は社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし必要がある時は社員以外の者から選任することを妨げない。

(監事の任期)

第36条 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残任期間と同一とする。

(監事の報酬)

第37条 監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、総会の決議をもって定める。

第6章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第38条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利)

第39条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日まで返還しない。

(基金の返還の手続き)

第40条 基金の返還の手続きについては、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を理事会において別に定めるものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第41条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第42条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度の開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を得て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び収支決算)

第43条 当法人の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し監事の監査を受けた上で理事会の承認を得て定時総会に提出し、事業報告についてはその内容を報告し、貸借対照表及び損益計算書については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告及びその付属明細書

(2) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの付属明細書

(剰余金の分配の禁止)

第44条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会の決議により変更することができる。

(解散)

第46条 当法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第47条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、地方公共団体若しくは国又は社会福祉法人、特定非営利活動法人（租税特別措置法第66条の11の2第3項の認定を受けたものに限る）に贈与する。

第9章附則

(最初の事業年度)

第48条 当法人の最初の事業年度は、当法人設立の日から令和3年3月31日までとする。

(設立時の理事及び監事)

第49条 当法人の設立時の役員は、次のとおりとする。

設立時理事 熊田 芳江
設立時理事 水野 博文
設立時理事 笹島 重美
設立時理事 石井 辰一
設立時理事 安斎 雄二
設立時理事 熊田 桂子
設立時監事 和田 庄司

理事 安田潤一 令和4年6月27日新任

(法令の準拠)

この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。